

# 1年以上留守にする場合 休止届を提出することができます

- 浄化槽の使用休止を届け出ることで、保守点検・清掃・法定検査が免除されます
- 休止する場合は、清掃業者による汚泥の全量抜き取りや、保守点検業者等による消毒剤の撤去などが必要です

**記入例**

様式第一号（第九条の三関係）

淨化槽使用休止届出書  
年 月 日

(あて先) 松山市長

届出者 住所 松山市二番町4丁目〇-〇

フリガナ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
氏名 マツヤマ ジュウタロウ  
松山 浩太郎

電話番号 ( 089 ) 948-〇〇〇〇〇

浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたので、浄化槽法第11条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |  |
|-------------|--|
| 1 設置場所の地名地番 | 松山市二番町4丁目〇-〇   |
| 2 処理の対象     | ① し尿のみ ② し尿及び雑排水                                       |
| 3 清掃の年月日    | 令和2年 4月 1日   |
| 4 休止の予定年月日  | 令和2年 4月 1日   |
| 5 休止の理由     | 転居に伴い空き家になるため  |
| 6 再開の予定年月日  | 令和5年 4月 1日   |
| 7 消毒剤の撤去    | 撤去の実施年月日 令和2年 4月 1日<br>撤去を実施した者の氏名又は名称<br>〇〇浄化槽保守 株式会社 |
| 浄化槽門標       | 456700   |
| ※事務処理欄      |  |

(注意)  
1 ※欄には、記載しないこと。  
2 欄は該当する事項を○で囲むこと。  
3 4欄は、電気又は水道の使用をやめる予定の年月日を踏まえて記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

**休止届の記入方法**

**届出者** 浄化槽管理者(設置者等)の住所・氏名・電話番号を記入してください。

**1** 休止する浄化槽が単独処理浄化槽の場合は①に合併処理浄化槽の場合は②に〇印をつけてください。

**2** 休止の予定年月日は、電気や水道の休止日を踏まえて記入してください。

**3** 浄化槽門標番号がわからない場合は、空欄でかまいません。

様式は松山市のホームページからダウンロードできます。

松山市 浄化槽休止

検索

※届出書と、浄化槽清掃業者が発行する「浄化槽清掃明細書」のコピーをあわせて、愛媛県浄化槽協会松山支部（裏面の提出先参照）へご提出ください。



お盆や正月等には帰省してトイレ等を使用しますが、休止届を提出することはできますか？



A 少しでも浄化槽を使用する場合は、休止には該当しないため、休止届を提出することはできません。

※休止を届け出た浄化槽の使用再開時には届出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

休止した浄化槽を使用する場合は

# 再開届を提出してください

休止を届け出た浄化槽の使用を再開する場合は、保守点検業者に連絡し、保守点検（消毒剤の充填やプロアの確認等）を実施するなど、浄化槽が正常に稼働するようにしてください。

また、再開から30日以内に使用再開届出書を提出してください。

## 記入例

様式第一号の二（第九条の四関係）

### 浄化槽使用再開届出書

年　月　日

（あて先）松山市長

届出者

松山市二番町4丁目〇-〇

住所

フリガナ（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏名　マツヤマ　ジョウタロウ  
松山　淨太郎

電話番号（089）948-〇〇〇〇

浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第11条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 1 設置場所の地名地番 | 松山市二番町4丁目〇-〇      |
| 2 処理の対象     | ① し尿のみ ② し尿及び雑排水  |
| 3 使用再開年月日   | 令和5年4月1日          |
| 4 再開の理由     | 転居に伴い入居することになったため |
| 浄化槽門標       | 456700            |
| ※事務処理欄      |                   |

（注意）

1 ※欄には、記載しないこと。  
2 2欄は該当する事項を○で囲むこと。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

## 使用再開届の記入方法

### 届出者

浄化槽管理者（設置者等）の住所・氏名・電話番号を記入してください。

1

再開する浄化槽が単独処理浄化槽の場合は①に合併処理浄化槽の場合は②に○印をつけてください。

2

浄化槽門標番号がわからない場合は、空欄でかまいません。

様式は松山市のホームページからダウンロードできます。

松山市　浄化槽再開

検索

Q

## 休止した浄化槽を何もせずに使用再開してもかまいませんか？

A

休止中の浄化槽は、消毒剤を撤去し、汚れを分解する微生物もない状態であるため、保守点検業者に連絡して点検するなど、正常に稼働するようにしてから使用再開してください。また、使用再開届出をせずに使用し続けると、浄化槽法に違反するため、使用の再開（または再開を知った日）から30日以内に届出書を提出してください。

提出先

（公社）愛媛県浄化槽協会松山支部

〒790-0063 松山市辻町2-31

TEL 089-925-2826

問合せ先

松山市浄化槽維持管理推進連絡協議会

事務局：松山市役所 環境指導課 TEL 089-948-6440